令和５年版	令和６年版	改定理由
土木工事施工管理基準 この土木工事施工管理基準(以下、「管理基準」とする。)は、「土木工事共通様書第１編1-1-24施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。	**土木工事施工管理基準** この土木工事施工管理基準(以下、「管理基準」とする。)は、「土木工事共通仕様書第１編1-1-24施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。	脱字　「仕」様書

出来形管理基準及び規格値（案）

令和５年版

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値		測定基準	測定箇所	摘要
								平均値	個々の計測値			
1 共通編	2 土工	3 河川土工・海岸土工・砂防土工	2	2	側削工（面管理の場合）	平場	標高較差	±50	±150	1、3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2、個々の計測値の規格値には計測精度として± 50mmが含まれている。 3、計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4、法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5、評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	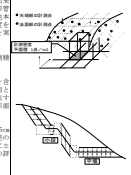	
						法面（小段含む）	水平または標高較差	±70	±160			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値		測定基準	測定箇所	摘要
								平均値	個々の計測値			
1 共通編	2 土工	3 河川土工・海岸土工・砂防土工	2	3	側削工（水中部）（面管理の場合）	平場	標高較差	±50	±300	1、3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2、個々の計測値の規格値には計測精度として± 100mmが含まれている。 3、計測は平場面と法面の全面とし、すべての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。		
						法面（小段含む）	水平または標高較差	±70	±300			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値		測定基準	測定箇所	摘要
								平均値	個々の計測値			
1 共通編	2 土工	4 道路土工	2	2	側削工（面管理の場合）	平場	標高較差	±50	±150	1、3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2、個々の計測値の規格値には計測精度として± 50mmが含まれている。 3、計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4、法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5、評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	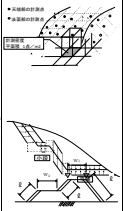	
						法肩（小段含む）	水平または標高較差	±70	±160			
						法面（軟岩Ⅰ）（小段含む）	水平または標高較差	±70	±330			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値		測定基準	測定箇所	摘要
								平均値	個々の計測値			
1 共通編	2 土工	4 道路土工	3 4	2	路体盛土工（面管理の場合） 路床盛土工（面管理の場合）	天端	標高較差	±50	±150	1、3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2、個々の計測値の規格値には計測精度として± 50mmが含まれている。 3、計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4、法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5、評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	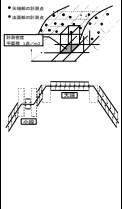	
						法肩（小段含む）	標高較差	±80	±190			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値		測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	3 無筋・鉄筋コンクリート	7 鉄筋工	4		組立て	平均間隔 d		± φ		$d = \frac{D}{n-1}$ D：n本間の延長 n：10本程度とする φ：鉄筋径 工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で1箇所以上測定する。最小ふりは、コンクリート標準示方書（設計編：標準7編 2章 1）参照。ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書（鋼コンクリート橋・コンクリート部材編 5.2）による。 注1）重要構造物 かつ主鉄筋について適用する。 注2）橋梁コンクリート床版桁（PC橋含む）の鉄筋については、第3編3-2-18-2床版工を適用する。 注3）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工及び重要構造物である内空断面構造は以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。	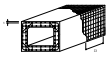	1-3-7-4
						かぶり t	± φ かつ 最小かぶり以上					

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値		測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	3 無筋・鉄筋コンクリート	7 鉄筋工	4		組立て	平均間隔 d		± φ		$d = \frac{D}{n-1}$ D：n本間の延長 n：10本程度とする φ：鉄筋径 工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で1箇所以上測定する。最小ふりは、コンクリート標準示方書（設計編：標準7編 2章 1）参照。ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書（鋼コンクリート橋・コンクリート部材編 5.2）による。 注1）重要構造物 かつ主鉄筋について適用する。 注2）橋梁コンクリート床版桁（PC橋含む）の鉄筋については、第3編3-2-18-2床版工を適用する。 注3）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工及び重要構造物である内空断面構造は以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。	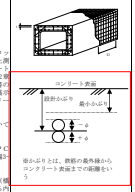	1-3-7-4
						かぶり t	設計かぶり ± φ かつ 最小かぶり以上					

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値		測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	6		小型標識工	設置高さH		設計値以上		1ヶ所／1基 基礎1基毎	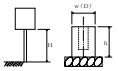	3-2-3-6
						基礎	幅w（D）	−30				
							高さh	−30				
							根入れ長	設計値以上				

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値		測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	6		小型標識工	設置高さH		設計値以上		1ヶ所／1基 基礎1基毎	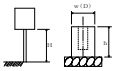	3-2-3-6
						基礎	幅w（D）	−30				
							高さh	−30				
							根入れ長	設計値以上				

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値		測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	24	2	伸縮装置工（鋼製フィンガージョイント）	高さ	側付け高さ	±3		高さについては車道端部、中央部において橋軸方向に各3点計9点 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下 歯咬み合い部は車道端部、中央部の計3点	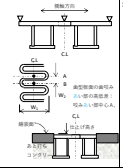	3-2-3-24
							橋軸方向各点誤差の相対差	3				
						表面の凹凸		3				
						歯型板面の歯咬み合い部の高低差		2				
						歯咬み合い部の縦方向間隔W1		±2				
						歯咬み合い部の横方向間隔W2		±5				
						仕上げ高さ		舗装面に対し0～−2				

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値		測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	24	2	伸縮装置工（鋼製フィンガージョイント）	高さ	側付け高さ	±3		高さについては車道端部、中央部において橋軸方向に各3点計9点 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下 歯咬み合い部は車道端部、中央部の計3点	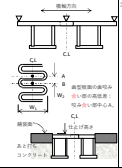	3-2-3-24
							橋軸方向各点誤差の相対差	3				
						表面の凹凸		3				
						歯型板面の歯咬み合い部の高低差		2				
						歯咬み合い部の縦方向間隔W1		±2				
						歯咬み合い部の横方向間隔W2		±5				
						仕上げ高さ		舗装面に対し0～−2				

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値		測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	28		プレキャストカルバート工（プレキャストボックス工）（プレキャストパイプ工）	基準高▽		±30		施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものについて施工箇所につき2ヶ所。 ※印は、現場打部分のある場合。 1施工箇所毎	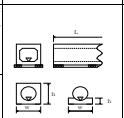	3-2-3-28
						※幅w		−50				
						※高さh		−30				
						延長L		−200				

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値		測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	28		プレキャストカルバート工（プレキャストボックス工）（プレキャストパイプ工）	基準高▽		±30		施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものについて施工箇所につき2ヶ所。 ※印は、現場打部分のある場合。 1施工箇所毎	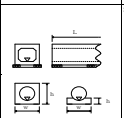	3-2-3-28
						※幅w		−50				
						※高さh		−30				
						延長L		−200				

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値		測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	10		地中連続壁工（柱列式）	基準高▽		±50		基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所。延長40m（又は50m）以下のものについては1施工箇所につき2ヶ所。 変位は施工延長20m（測点間隔25mの場合は25m）につき1ヶ所。延長20m（又は25m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	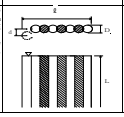	3-2-10-9 D：杭径
						連壁の長さd		−50				
						変位 d		D／45以内				
						壁体長L		−200				

令和６年版

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値		測定基準	測定箇所	摘要
								平均値	個々の計測値			
1 共通編	2 土工	3 河川土工・海岸土工・砂防土工	2	2	側削工（面管理の場合）	平場	標高較差	±50	±150	1、3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2、個々の計測値の規格値には計測精度として± 50mmが含まれている。 3、計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4、法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5、評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		1-2-2-2
						法肩（小段含む）	水平または標高較差	±70	±160			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値		測定基準	測定箇所	摘要
								平均値	個々の計測値			
1 共通編	2 土工	3 河川土工・海岸土工・砂防土工	2	3	側削工（水中部）（面管理の場合）	平場	標高較差	±50	±300	1、3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2、個々の計測値の規格値には計測精度として± 100mmが含まれている。 3、計測は平場面と法面の全面とし、すべての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。		1-2-3-2
						法肩（小段含む）	水平または標高較差	±70	±300			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値		測定基準	測定箇所	摘要
								平均値	個々の計測値			
1 共通編	2 土工	4 道路土工	2	2	側削工（面管理の場合）	平場	標高較差	±50	±150	1、3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2、個々の計測値の規格値には計測精度として± 50mmが含まれている。 3、計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4、法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5、評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		1-2-4-2
						法肩（小段含む）	水平または標高較差	±70	±160			
						法面（軟岩Ⅰ）（小段含む）	水平または標高較差	±70	±330			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値		測定基準	測定箇所	摘要
								平均値	個々の計測値			
1 共通編	2 土工	4 道路土工	3 4	2	路体盛土工（面管理の場合） 路床盛土工（面管理の場合）	天端	標高較差	±50	±150	1、3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2、個々の計測値の規格値には計測精度として± 50mmが含まれている。 3、計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4、法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5、評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		1-2-4-3 1-2-4-4
						法肩（小段含む）	標高較差	±80	±190			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値		測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	3 無筋・鉄筋コンクリート	7 鉄筋工	4		組立て	平均間隔 d		± φ		$d = \frac{D}{n-1}$ D：n本間の延長 n：10本程度とする φ：鉄筋径 工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で1箇所以上測定する。最小ふりは、コンクリート標準示方書（設計編：標準7編 2章 1）参照。ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書（鋼コンクリート橋・コンクリート部材編 5.2）による。 注1）重要構造物 かつ主鉄筋について適用する。 注2）橋梁コンクリート床版桁（PC橋含む）の鉄筋については、第3編3-2-18-2床版工を適用する。 注3）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工及び重要構造物である内空断面構造は以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。		1-3-7-4
						かぶり t	設計かぶり ± φ かつ 最小かぶり以上					

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値		測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	3 無筋・鉄筋コンクリート	7 鉄筋工	4		組立て	平均間隔 d		± φ		$d = \frac{D}{n-1}$ D：n本間の延長 n：10本程度とする φ：鉄筋径 工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で1箇所以上測定する。最小ふりは、コンクリート標準示方書（設計編：標準7編 2章 1）参照。ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書（鋼コンクリート橋・コンクリート部材編 5.2）による。 注1）重要構造物 かつ主鉄筋について適用する。 注2）橋梁コンクリート床版桁（PC橋含む）の鉄筋については、第3編3-2-18-2床版工を適用する。 注3）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工及び重要構造物である内空断面構造は以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。		1-3-7-4
						かぶり t	設計かぶり ± φ かつ 最小かぶり以上					

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値		測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	6		小型標識工	設置高さH		設計値以上		1ヶ所／1基 基礎1基毎		3-2-3-6
						基礎	幅w（D）	−30				
							高さh	−30				
							根入れ長	設計値以上				

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値		測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	6		小型標識工	設置高さH		設計値以上		1ヶ所／1基 基礎1基毎		3-2-3-6
						基礎	幅w（D）	−30				
							高さh	−30				
							根入れ長	設計値以上				

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値		測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	24	2	伸縮装置工（鋼製フィンガージョイント）	高さ	側付け高さ	±3		高さについては車道端部、中央部において橋軸方向に各3点計9点 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下 歯咬み合い部は車道端部、中央部の計3点		3-2-3-24
							橋軸方向各点誤差の相対差	3				
						表面の凹凸		3				
						歯型板面の歯咬み合い部の高低差		2				
						歯咬み合い部の縦方向間隔W1		±2				
						歯咬み合い部の横方向間隔W2		±5				
						仕上げ高さ		舗装面に対し0～−2				

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値		測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	24	2	伸縮装置工（鋼製フィンガージョイント）	高さ	側付け高さ	±3		高さについては車道端部、中央部において橋軸方向に各3点計9点 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下 歯咬み合い部は車道端部、中央部の計3点		3-2-3-24
							橋軸方向各点誤差の相対差	3				
						表面の凹凸		3				
						歯型板面の歯咬み合い部の高低差		2				
						歯咬み合い部の縦方向間隔W1		±2				
						歯咬み合い部の横方向間隔W2		±5				
						仕上げ高さ		舗装面に対し0～−2				

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値		測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	28		プレキャストカルバート工（プレキャストボックス工）（プレキャストパイプ工）	基準高▽		±30		施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものについて施工箇所につき2ヶ所。 ※印は、現場打部分のある場合。 1施工箇所毎		3-2-3-28
						※幅w		−50				
						※高さh		−30				
						延長L		−200				

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値		測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	28		プレキャストカルバート工（プレキャストボックス工）（プレキャストパイプ工）	基準高▽		±30		施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものについて施工箇所につき2ヶ所。 ※印は、現場打部分のある場合。 1施工箇所毎		3-2-3-28
						※幅w		−50				
						※高さh		−30				
						延長L		−200				

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値		測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	10		地中連続壁工（柱列式）	基準高▽		±50		基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所。延長40m（又は50m）以下のものについては1施工箇所につき2ヶ所。 変位は施工延長20m（測点間隔25mの場合は25m）につき1ヶ所。延長20m（又は25m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-10-9
						連壁の長さd		−50				
						変位 d		D／45以内				
						壁体長L		−200				

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値		測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	10		地中連続壁工（柱列式）	基準高▽		±50		基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所。延長40m（又は50m）以下のものについては1施工箇所につき2ヶ所。 変位は施工延長20m（測点間隔25mの場合は25m）につき1ヶ所。延長20m（又は25m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	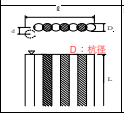	3-2-10-9
						連壁の長さd		−50				
						変位 d		D／45以内				
						壁体長L		−200				

出来形管理基準及び規格値（案）

令和５年版

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	2	持造費（大型ゴム支承工）	幅w，L，D 長さD，L 底面	w，L，D≦500	0～＋5	製品全数を測定。 厚底寸 1個のゴム支承の厚さ（t）の最大相対誤差 詳細は道路橋支承便覧参照	3-2-12-1
							500＜w，L，D≦1，500mm	0～＋1%		
							1，500＜w，L，D	0～＋15		
						厚さt	t≦20mm	±0．5		
							20＜t≦160	±2．5%		
							160＜t	±4		
						相対誤差	w，L，D≦1，000mm	1		
							1，000mm＜w，L，D	（w，L，D）／1，000		

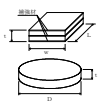

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	3	1	桁製作工（仮組立による検査を実施する場合）（シミュレーション仮組立検査を行う場合）	部材精度 フランジ幅w（m） 腹板高 h（m） 腹板間隔 h′（m）	±2…w≦0．5 ±3…0．5＜w≦1．0 ±4…1．0＜w≦2．0 ±（3＋w／2）…2．0＜w	主桁，主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に，5部材につき1個抜き **取った部材の中央付近を測定** なお，JISマーク表示品を使用する場合は，製造工場の発行するJIS に基づく試験成績表に替えることができる。	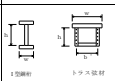	3-2-12-3

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	5		鋼製伸縮継手製作工	部材 部材長w（m）	0～＋30	製品全数を測定。	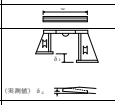	3-2-12-5
						仮組立時 組合せる伸縮装置との高さの差δ1（mm）	設計値±4	両端部及び中央部付近を測定。		
						フィンガーの食い違いδ2（mm）	±2			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7 河川海岸編	1 堤防・護岸	9 護岸工	3		護岸工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所，延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	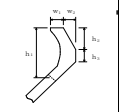	7-1-9-3
						幅w_1，w_2	－30			
						高さ h＜3m h1，h2，h3	－50			
						高さ h≧3m h1，h2，h3	－100			
						延長L	－200			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	2		捨石工	基準高▽ 異形ブロック据付面（乱積）の高さ	±500	施工延長10mにつき，1測点当たり5点以上測定。	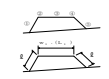	7-2-5-2
						異形ブロック据付面（乱積）以外の高さ	±300	幅は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所，延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所，延長はセンターライン及び表裏法肩。		
						法長θ	－100			
						天端幅w_1	－100			
						天端延長L_1	－200			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	5		海岸コンクリートブロック工	基準高▽ （層積）ブロック規格26t未満	±300	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所，延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。延長は，センターラインで付う。	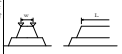	7-2-5-5
						（層積）ブロック規格26t以上	±500			
						（乱積）	主ブロックの高さの1／2			
						天端幅w	一ブロックの高さの1／2			
						天端延長L	一ブロックの高さの1／2			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
8 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	5	1	鋼製堰堤本体工（不透過型）	水通し部 堤高▽	±50	1．図面に表示してある箇所で測定。 2．ダブルウォール構造の場合は，堤高，幅，袖高は＋の規格値は適用しない。	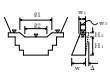	8-1-9-5
						長さH_1，H_2	±100			
						幅w_1，w_2	±50			
						下流側側れ△	±0．02H1			
						袖部 袖高▽	±50			
						幅w_3	±50			
						下流側側れ△	±0．02H2			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	M6 トンネル（NAT	4 支保工	3		吹付工	吹付け厚さ	設計吹付け厚以上，ただし，良好な岩盤で施工端部，突出部等の特殊な箇所は設計吹付け厚の1／3以上を確保するものとする。	施工延長40m毎に図に示す。 （1）～（7）および断面変化点の検測孔を測定。 注）良好な岩盤とは，「道路トンネル技術基準（構造編）」という地盤等級A又はB に該当する地盤とする。	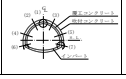	10-6-4-3

令和６年版

改定理由

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	改定理由
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	2	持造費（大型ゴム支承工）	幅w 長さD，L 底面	w，L，D≦500	0～＋5	製品全数を測定。 厚底寸 1個のゴム支承の厚さ（t）の最大相対誤差 詳細は道路橋支承便覧参照	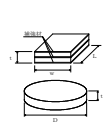	3-2-12-1	改行
							500＜w，L，D≦1，500mm	0～＋1%				
							1，500＜w，L，D	0～＋15				
						厚さt	t≦20mm	±0．5				
							20＜t≦160	±2．5%				
							160＜t	±4				
						相対誤差	w，L，D≦1，000mm	1				
							1，000mm＜w，L，D	（w，L，D）／1，000				

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	改定理由
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	3	1	桁製作工（仮組立による検査を実施する場合）（シミュレーション仮組立検査を行う場合）	部材精度 フランジ幅w（m） 腹板高 h（m） 腹板間隔 h′（m）	±2…w≦0．5 ±3…0．5＜w≦1．0 ±4…1．0＜w≦2．0 ±（3＋w／2）…2．0＜w	主桁，主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に，5部材につき1個抜き**取った部材の中央付近を測定** なお，JISマーク表示品を使用する場合は，製造工場の発行するJIS に基づく試験成績表に替えることができる。	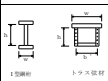	3-2-12-3	改行を削除

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	改定理由
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	5		鋼製伸縮継手製作工	部材 部材長w（m）	0～＋30	製品全数を測定。	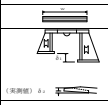	3-2-12-5	スペース削除
						仮組立時 組合せる伸縮装置との高さの差δ1（mm）	設計値±4	両端部及び中央部付近を測定。			
						フィンガーの食い違いδ2（mm）	±2				

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	改定理由
7 河川海岸編	1 堤防・護岸	9 護岸工	3		護岸工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所，延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	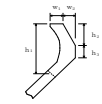	7-1-9-3	規格値の表記を修正
						幅w_1，w_2	－30				
						高さ h＜3m h1，h2，h3	－50				
						高さ h≧3m h1，h2，h3	－100				
						延長L	－200				

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	改定理由
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	2		捨石工	基準高▽ 異形ブロック据付面（乱積）の高さ	±500	施工延長10mにつき，1測点当たり5点以上測定。	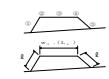	7-2-5-2	スペース削除
						異形ブロック据付面（乱積）以外の高さ	±300	幅は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所，延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所，延長はセンターライン及び表裏法肩。			
						法長θ	－100				
						天端幅w_1	－100				
						天端延長L_1	－200				

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	改定理由
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	5		海岸コンクリートブロック工	基準高▽ （層積）ブロック規格26t未満	±300	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所，延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。延長は，センターラインで付う。	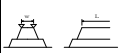	7-2-5-5	スペース削除
						（層積）ブロック規格26t以上	±500				
						（乱積）	主ブロックの高さの1／2				
						天端幅w	一ブロックの高さの1／2				
						天端延長L	一ブロックの高さの1／2				

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	改定理由
8 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	5	1	鋼製堰堤本体工（不透過型）	水通し部 堤高▽	±50	1．図面に表示してある箇所で測定。 2．ダブルウォール構造の場合は，堤高，幅，袖高は＋の規格値は適用しない。	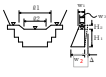	8-1-9-5	測定箇所 脱字
						長さH_1，H_2	±100				
						幅w_1，w_2	±50				
						下流側側れ△	±0．02H1				
						袖部 袖高▽	±50				
						幅w_3	±50				
						下流側側れ△	±0．02H2				

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	改定理由
10 道路編	M6 トンネル（NAT	4 支保工	3		吹付工	吹付け厚さ	設計吹付け厚以上，ただし，良好な岩盤で施工端部，突出部等の特殊な箇所は設計吹付け厚の1／3以上を確保するものとする。	施工延長40m毎に図に示す。 （1）～（7）および断面変化点の検測孔を測定。 注）良好な岩盤とは，「道路トンネル技術基準（構造編）・同解説」という地盤等級A又は B に該当する地盤とする。	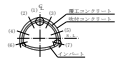	10-6-4-3	脱字

令和5年版 品質管理基準及び規格値（案）

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　要	試験成績表等による確認	適用基準
1 セメント・コンクリート（配ロンクリート・ロンクリート・ダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	材料	（15ページ参照） どれか1つを選択する場合は○	骨材のふるい分け試験	骨材試験による	骨材試験結果、工事中1回/月以上及び進捗状況が変わった場合。			○	（2017年制定）コンクリート標準示方書　施工編　P189～200
1 セメント・コンクリート（配ロンクリート・ロンクリート・ダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	材料	その他（15ページ参照） どれか1つを選択する場合は○	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	細骨材密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 ※砂利、砕石、高炉スラグ骨材、人工軽量骨材、銅スラグ骨材、銅スラグ細骨材、銅スラグ粗骨材の規格値については備考を参照）	工事開始前、工事中1回/月以上及び進捗状況が変わった場合。	JIS A 5005（コンクリート用砕石及び砕砂） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材－第1部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材－第2部：フェロニッケルスラグ骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材－第3部：銅スラグ骨材） JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材－第4部：電気炉酸化スラグ骨材） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H）	○	（2017年制定）コンクリート標準示方書　施工編　P47,P52,P109～200
1 セメント・コンクリート（配ロンクリート・ロンクリート・ダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	材料	その他（15ページ参照） どれか1つを選択する場合は○	ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○	（2017年制定）コンクリート標準示方書　施工編　P42,P197
									新規追加
									新規追加
1 セメント・コンクリート（配ロンクリート・ロンクリート・ダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	施工	必須	塩化物総量規制	（コンクリートの耐久性向上）	原則0.3kg／m3以下	コンクリートの打設が年続く下旬にさしかかる場合は、1年に1回の頻度で塩化物総量の簡易確認のため以下の場合は、1年の試験を省略することができる。（試験の実施は同様とする）試験の判定は同じ試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合 ・海砂の塩化物イオン含有試験方法：（フェナントロリン吸光光度法） ・塩化物イオン含有量が0.3kg以上の場合は、50ppm以下以下の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合 ・海砂の塩化物イオン含有試験方法：（フェナントロリン吸光光度法） ・塩化物イオン含有量が0.3kg以上の場合は、50ppm以下以下の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合 ・海砂の塩化物イオン含有試験方法：（フェナントロリン吸光光度法） ・塩化物イオン含有量が0.3kg以上の場合は、50ppm以下以下の試験を行う。 ・用心鉄筋等を省略した無筋構造物の場合は省略できる。 ※小型構工種とは、以下の工種を指して言う。（橋台、橋脚、擁壁、暗渠（暗渠部）、排水工、排水路、場所打杭、非開鑿基礎、開削工法工（函、函体）、鋼管工（高さ1m以上）、鋼矢板、鋼杭、鋼管杭、木杭、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム記念碑、トンネル、鋼管、その他これらに類する工種及び開削工種等で指定された工種。	○	（2017年制定）コンクリート標準示方書　施工編　P203
1 セメント・コンクリート（配ロンクリート・ロンクリート・ダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	施工	必須	塩化物総量規制	（コンクリートの耐久性向上）仕様書	原則0.3kg／m3以下	コンクリートの打設が年続く下旬にさしかかる場合は、1年に1回の頻度で塩化物総量の簡易確認のため以下の場合は、1年の試験を省略することができる。（試験の実施は同様とする）試験の判定は同じ試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合 ・海砂の塩化物イオン含有試験方法：（フェナントロリン吸光光度法） ・塩化物イオン含有量が0.3kg以上の場合は、50ppm以下以下の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合 ・海砂の塩化物イオン含有試験方法：（フェナントロリン吸光光度法） ・塩化物イオン含有量が0.3kg以上の場合は、50ppm以下以下の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合 ・海砂の塩化物イオン含有試験方法：（フェナントロリン吸光光度法） ・塩化物イオン含有量が0.3kg以上の場合は、50ppm以下以下の試験を行う。 ・用心鉄筋等を省略した無筋構造物の場合は省略できる。 ※小型構工種とは、以下の工種を指して言う。（橋台、橋脚、擁壁、暗渠（暗渠部）、排水工、排水路、場所打杭、非開鑿基礎、開削工法工（函、函体）、鋼管工（高さ1m以上）、鋼矢板、鋼杭、鋼管杭、木杭、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム記念碑、トンネル、鋼管、その他これらに類する工種及び開削工種等で指定された工種。	○	（2017年制定）コンクリート標準示方書　施工編　P203
1 セメント・コンクリート（配ロンクリート・ロンクリート・ダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	施工	必須	骨材水素測定	（レディーミクストコンクリート骨材水素測定要領（案）（平成18年3月末日事務通知）	1）測定した骨材水素量が、配合設計における骨材水素量（以下、「骨材水素量」という。）に測定した表面水

令和5年版

品質管理基準及び規格値（案）

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　要	試験成績表等による確認	適用基準
22 吹付工	材料	（15ページ参照されたいディークトンクリートを使用する場合は除く）	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 吸水率の規格値：3.5%以下 （砂砕・砕石、高炉スラグ骨材、フェロシックルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については施工要領）	工事開始前、工事中1回/月以上及び進捗状況毎に1回	JIS A 5005（コンクリート用砕石及び砕利） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材－第1部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材－第2部：フェロニッケルスラグ骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材－第3部：銅スラグ骨材） JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材－第4部：電気炉酸化スラグ骨材） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H）	○	「2017年制定」コンクリート標準示方書　施工編　PT2, PT2, PT39～200 の下巻 2017 2段階・施工指針（改訂版）平成29年10月（一社）全国陸定骨振興協　PT2, PT3
22 吹付工	施工	その他	配合時設重量制御	（コンクリートの耐久性向上）	容量0.3m3／at以下	コンクリートの打設から半都と予告された場合は、午前に1回ずつ、その試験結果の指定時間の状態結果の指定時間の状態結果の指定時間の状態

令和5年版　品質管理基準及び規格値（案）

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　要	試験成績表等による確認	適用基準
36　覆工コンクリート（NATM）	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg／m3以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回ハンクリート打設前に行い、その試験結果の塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1回試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有量試験方法」（JSCE-C 502-2018, 503-2018）または設計図書の規定により行う。	○	（2017年制定）コンクリート標準示方書　施工編　P203
36　覆工コンクリート（NATM）	施工後試験	必須	テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G 504-2013	設計基準強度	強度が同じブロック造構造物の場合とし、各部位につき3ヶ所の調査を実施。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合は、150の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その試験結果の取扱において、再調査を行う。材齢28日～91日の間に試験を行う。	所選者の判断基準が、所定の強度が得られない場合、もしくはトッピングの強度が設計強度の85%を下回った場合は、※アにより強度試験を行う。工期等により、基準期間内に調整をすることが出来ない場合は監督職員と協議するものとする。	○	（2018年制定）コンクリート標準示方書　維持編（土木学会規準）P264 「硬化コンクリートのテストハンマー強度の試験方法」
37　吹付けコンクリート（NATM）	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg／m3以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回ハンクリート打設前に行い、その試験結果の塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1回試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有量試験方法」（JSCE-C 502-2018, 503-2018）または設計図書の規定により行う。	○	（2017年制定）コンクリート標準示方書　施工編　P203
38　吹付けコンクリート（NATM）	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規準JSCE T 561-2013	150の試験結果は設定した呼び強度の85%以上であること。 150の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 （150の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値）	トンネル覆工長40m毎に1回、材齢7日、28日（2ヒートの試験） なお、チストピースは現場に配置されたモデルに本工事で使用するのと同じコンクリートを使用され、現場でロ径直径20日間養護後、φ5mのマアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本（φ7×3本、φ28×3本）とする。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有量試験方法」（JSCE-C 502-2018, 503-2018）または設計図書の規定により行う。	○	（2017年制定）コンクリート標準示方書　施工編　P506～507 トンネル標準示方書（山岳工法編）・同解説　2006　P237
39　覆工コンクリート（NATM）	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg／m3以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回ハンクリート打設前に行い、その試験結果の塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1回試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有量試験方法」（JSCE-C 502-2018, 503-2018）または設計図書の規定により行う。	○	（2017年制定）コンクリート標準示方書　施工編　P203
40　吹付けコンクリート（NATM）	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg／m3以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回ハンクリート打設前に行い、その試験結果の塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1回試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有量試験方法」（JSCE-C 502-2018, 503-2018）または設計図書の規定により行う。	○	（2017年制定）コンクリート標準示方書　施工編　P203
41　吹付けコンクリート（NATM）	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規準JSCE T 561-2013	150の試験結果は設定した呼び強度の85%以上であること。 150の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 （150の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値）	トンネル覆工長40m毎に1回、材齢7日、28日（2ヒートの試験） なお、チストピースは現場に配置されたモデルに本工事で使用するのと同じコンクリートを使用され、現場でロ径直径20日間養護後、φ5mのマアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本（φ7×3本、φ28×3本）とする。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有量試験方法」（JSCE-C 502-2018, 503-2018）または設計図書の規定により行う。	○	（2017年制定）コンクリート標準示方書　施工編　P506～507 トンネル標準示方書（山岳工法編）・同解説　2006　P237
42　排水性舗装工・透水性舗装工	材料	必須	フィラーの粒度試験	JIS A 5008	「舗装施工便覧」3-3-2（4）による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	舗装施工便覧　平成18年2月　P226～231, 24	○	舗装施工便覧　平成18年2月　P226～231, 24
43　排水性舗装工・透水性舗装工	材料	必須	フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	舗装施工便覧　平成18年2月　P226～231, 25	○	舗装施工便覧　平成18年2月　P226～231, 25

令和6年版　品質管理基準及び規格値（案）

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　要	試験成績表等による確認	適用基準	改定理由
36　覆工コンクリート（NATM）	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg／m3以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回ハンクリート打設前に行い、その試験結果の塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1回試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有量試験方法」（JSCE-C 502-2018, 503-2018）または設計図書の規定により行う。	○	（2017年制定）コンクリート標準示方書　施工編　P203	訂正
37　覆工コンクリート（NATM）	施工後試験	必須	テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G 504-2013	設計基準強度	トンネル以打設部分を部位とし各部位につき3ヶ所の調査を実施する。 また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、150の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その試験結果の取扱において、再調査を行う。材齢28日～91日の間に試験を行う。	所選者の判断基準が、所定の強度が得られない場合、もしくはトッピングの強度が設計強度の85%を下回った場合は、※アにより強度試験を行う。工期等により、基準期間内に調整をすることが出来ない場合は監督職員と協議するものとする。	○	（2018年制定）コンクリート標準示方書　維持編（土木学会規準）P264 「硬化コンクリートのテストハンマー強度の試験方法」	**維持コンクリート強度及びカルバート類の試験・頻度の記載の追加**
37　吹付けコンクリート（NATM）	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg／m3以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回ハンクリート打設前に行い、その試験結果の塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1回試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有量試験方法」（JSCE-C 502-2018, 503-2018）または設計図書の規定により行う。	○	（2017年制定）コンクリート標準示方書　施工編　P203	訂正
38　吹付けコンクリート（NATM）	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規準JSCE T 561-2013	150の試験結果は設定した呼び強度の85%以上であること。 150の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 （150の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値）	トンネル覆工長40m毎に1回、材齢7日、28日（2ヒートの試験） なお、チストピースは現場に配置されたモデルに本工事で使用するのと同じコンクリートを使用され、現場でロ径直径20日間養護後、φ5mのマアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本（φ7×3本、φ28×3本）とする。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有量試験方法」（JSCE-C 502-2018, 503-2018）または設計図書の規定により行う。	○	（2017年制定）コンクリート標準示方書　施工編　P506～507 トンネル標準示方書（山岳工法編）・同解説　2006　P237	**脱字**
39　覆工コンクリート（NATM）	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg／m3以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回ハンクリート打設前に行い、その試験結果の塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1回試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有量試験方法」（JSCE-C 502-2018, 503-2018）または設計図書の規定により行う。	○	（2017年制定）コンクリート標準示方書　施工編　P203	訂正
40　吹付けコンクリート（NATM）	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg／m3以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回ハンクリート打設前に行い、その試験結果の塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1回試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有量試験方法」（JSCE-C 502-2018, 503-2018）または設計図書の規定により行う。	○	（2017年制定）コンクリート標準示方書　施工編　P203	訂正
41　吹付けコンクリート（NATM）	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規準JSCE T 561-2013	150の試験結果は設定した呼び強度の85%以上であること。 150の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 （150の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値）	トンネル覆工長40m毎に1回、材齢7日、28日（2ヒートの試験） なお、チストピースは現場に配置されたモデルに本工事で使用するのと同じコンクリートを使用され、現場でロ径直径20日間養護後、φ5mのマアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本（φ7×3本、φ28×3本）とする。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有量試験方法」（JSCE-C 502-2018, 503-2018）または設計図書の規定により行う。	○	（2017年制定）コンクリート標準示方書　施工編　P506～507 トンネル標準示方書（山岳工法編）・同解説　2006　P237	
42　排水性舗装工・透水性舗装工	材料	必須	フィラー（舗装用石粉）の粒度試験	JIS A 5008	「舗装施工便覧」3-3-2（4）による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	舗装施工便覧　平成18年2月　P226～231, 24	○	舗装施工便覧　平成18年2月　P226～231, 24	**JIS A 5008の箇所のみ加筆**
43　排水性舗装工・透水性舗装工	材料	必須	フィラー（舗装用石粉）の水分試験	JIS A 5008	1%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	舗装施工便覧　平成18年2月　P226～231, 25	○	舗装施工便覧　平成18年2月　P226～231, 25	**JIS A 5008の箇所のみ加筆**